船員労働安全衛生規則

第十条の六第四項、第十三条、第三十一条の四第二項、第三十二条の三第一項、第三十二条の十第一項、第三十二条の十三及び第八十九条第一項（第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）	第八十九条第一項（第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
船員法	船員法
（略）	（略）
第三十六条第一項及び第二項、第五十三条第三項、第六十七条第二項、第八十一条の二第二項、第八十一条の三第二項、第八十三条の六第二項及び第八十三条の九第二項（これらの規定を第八十三条の十九において準用する場合を含む。）、第百条の十九第二項並びに第百十八条の六第二項	第八十一条の二第二項、第八十一条の三第二項、第八十三条の六第二項（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）及び第百条の十九第二項
（略）	（略）
船員法施行規則	船員法施行規則
（略）	（略）
第十六条の四第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第四十五条第三項、第五十二条第二項、第五十二条の四第二項（第五十二条の五において準用する場合を含む。）及び第七十七条の六の九第二項（第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）	第七十七条の六の九第二項（第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

第八条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第四（第十条及び第十一条関係）	別表第四（第十条及び第十一条関係）
（略）	（略）
船員法	船員法
（略）	（略）
第三十六条第一項及び第二項、第五十条第四項ただし書、第五十三条第三項、第六十七条第二項、第八十一条の二第二項、第八十一条の三第二項、第八十三条の六第二項及び第八	第三十六条第一項及び第二項、第五十三条第三項、第六十七条第二項、第八十一条の二第二項、第八十一条の三第二項、第八十三条の六第二項及び第八十三条の九第二項（これら